

川崎市老人福祉電話設置相談事業実施要綱

(目的)

第1条 川崎市老人福祉電話設置相談事業は、ひとり暮らしの高齢者に対して、安否の確認、各種相談等のサービスを提供することにより、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう支援し、福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業)

第2条 市長は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。ただし、(1)は、現に老人福祉電話を設置している者に限ることとし、新規の設置は行わないものとする。

- (1) 老人福祉電話の設置
- (2) 安否の確認、各種相談等のサービス（以下「電話訪問」という。）を行うための、老人福祉電話相談センター（以下「センター」という。）の設置

(利用対象者)

第3条 事業の利用対象者は、定期的に安否の確認を行う必要があると認められる、市内在住の65歳以上の在宅ひとり暮らし高齢者で、次の各号のいずれかに該当する者かつ令和2年9月30日現在において、既に当該事業の利用開始の決定を受けている者とする。

- (1) 現に電話を占有していない低所得者
- (2) 現に電話を占有しており、電話訪問のみを希望する者
- (3) その他市長が必要と認めた者

(申出)

第4条 削除

(決定及び通知)

第5条 削除

(費用負担)

第6条 電話の設置に関わる工事料、毎月の基本料及び付加使用料（難聴者電話のみ）は、市の負担とする。

2 通話料は、老人福祉電話の設置を受けた者（以下「被設置者」という。）が負担する。ただし、市長は次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、被設置者が負担すべき額を負担するものとする。

- (1) 死亡等により通話料の徴収が困難なとき。
- (2) その他市長が必要と認めたとき。

(設置の取消)

第7条 被設置者が、次の各号のいずれかに該当したときは、福祉事務所長は設置を取り消すことができる。

- (1) この要綱で定める設置要件に該当しなくなったとき。
- (2) 虚偽の申出によって、老人福祉電話の設置を受けたとき。
- (3) 被設置者が負担すべき額を引き続き2か月分以上支払わなかったとき。
- (4) その他市長が老人福祉電話を設置する必要があると認めなかったとき。

(変更)

第8条 事業を利用している者が、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに福祉事務所長に申し出なければならない。

- (1) 市内転居したとき。
- (2) 氏名等を変更したとき。

(停止及び廃止)

第9条 事業を利用している者が、第3条に定める利用対象者に該当しなくなったときは、速やかにその旨を福祉事務所長に申し出なければならない。

2 福祉事務所長は、当該事由確認後、速やかに廃止するものとする。ただし、当該事由がおおむね6か月以内に消滅すると予想され、第3条に定める利用対象者に該当すると予想される場合には、利用を停止することができる。

3 当該事由が消滅し、利用の停止を解除するには、事業を利用している者が、その旨を福祉事務所長に申し出るものとし、福祉事務所長は、当該事由の消滅を確認後、速やかに利用の停止を解除するものとする。

4 福祉事務所長が第3条に定める利用対象者に該当しなくなったことが事業を利用している者の申し出によらずに知り得た場合は、職権により停止及び廃止することができる。

(センター)

第10条 センターの業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の安否の確認
- (2) 利用者の各種の相談、助言
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、センターの運営について、事業を適切に実施できると認められる事業者に委託することができる。

(業務の遂行)

第11条 事業の実施にあたってセンター及び福祉事務所等は、相互に密接な連携を図るとともに、地域包括支援センター、民生委員、老人クラブ等の協力を得て、地域社会における高齢者の援護体制の確立に努めるものとする。

(実施の細目)

第12条 事業の施行について必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和54年12月1日から施行する。

(平成17年度税制改正に伴う経過措置)

2 平成18年7月31日までの川崎市老人福祉電話設置相談事業実施要綱第4条の規定による申請者のうち、川崎市介護保険条例附則第21項第2号又は第24項第2号に該当する者の川崎市老人福祉電話設置相談事業実施要綱第6条に定める費用負担については、平成19年3月31日までの間は、なお従前の例による。

附 則

この改正要綱は、昭和57年11月24日から施行する。

附 則

この改正要綱は、昭和 59 年 5 月 16 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、昭和 61 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 2 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 7 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 27 年 1 月 5 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。